

那覇市結核定期健康診断促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、健康診断における胸部検診の促進により結核患者の早期発見を図るために、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「法」という。）第53条の2第1項の規定に基づき、健康診断事業（以下「補助事業」という。）を行う学校若しくは施設又は同項の規定に準じて補助事業を行う日本語教育施設の設置者に対し、予算の範囲内においてその経費の一部を補助することについて、那覇市補助金等交付規則（昭和52年那覇市規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱において「学校」とは、法第53条の2第1項の規定により、その長が定期の健康診断を行わなければならない学校で、国・県又は市町村の設置する学校でないもので、修業年限が1年以上のものをいう。
- 2 この要綱において「施設」とは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令（平成10年政令第420号）第11条に規定する施設で国・県又は市町村の設置する施設でないものをいう。
- 3 この要綱において「日本語教育施設」とは、出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の表の法別表第1の4の表の留学の項の下欄に掲げる活動の項の下欄の規定による日本語教育施設（第1項に該当するものを除く。）をいう。

(対象者)

第3条 健康診断は、次の各号に掲げる対象者ごとに当該各号に定める時期に行うものに限るものとする。

- (1) 学校の学生又は生徒 入学した年度
- (2) 施設の入所者 65歳に達する日の属する年度以降において毎年度
- (3) 日本語教育施設の生徒 入学した年度

(補助対象事業)

第4条 補助の対象となる事業は、本市内に存する学校又は施設の設置者が、生徒若しくは学生又は入所者に対して行う、法第53条の2第1項に基づく定期の健康診断のうち胸部エックス線検査又は本市内に存する日本語教育施設の設置者が生徒に対して行う、法第53条の2第1項に準じて行う定期の健康診断のうち胸部エックス線検査に要する費用を支弁することをいう。

(補助対象経費)

第5条 補助の対象となる経費は、対象事業の実施に必要な報酬、職員手当(特殊勤務手当に限る)、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料をいう。

(補助金額)

第6条 法第60条の規定に基づき、補助金額は次の各号に掲げる額のうち、最も少ない額に3分の2を乗じて得た額(1円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てた額)とする。

- (1) 別表に定める基準額
- (2) 補助対象経費の実支出額の合計額
- (3) 総事業費から当該事業に係る寄付金その他の収入額を控除して得た額

(申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、補助金交付申請書(第1号様式。以下「交付申請書」という。)に次に掲げる書類を添付して、市長が別に定める日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 所要額調書(第2号様式)
- (2) エックス線写真撮影対象者名簿(第3号様式)
- (3) その他、市長が必要と認める書類

(交付の決定及び通知)

第8条 市長は、前条の交付申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金交付の決定(以下「交付決定」という。)を行うものとする。
この場合において、交付申請金額の総額が予算額を超過した場合は、第2条第3項の日本語教育施設に対して、按分比例の方法により予算の範囲内となるよう求めた額(1円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てた額)で交付決定を行うものとする。

2 市長は、交付決定したときは、補助金交付決定通知書(第4号様式)により、申請者に通知するものとする。また、補助金を交付しない旨の決定をしたときは、補助金不交付決定通知書(第5号様式)により、申請者に通知するものとする。

(変更等)

第9条 前条の規定により交付決定を受けた者が、補助事業の内容を変更しようとするときは、補助金交付変更申請書(第6号様式)に次に掲げる書類を添付して市長に申請し、その承認を受けなければならない。ただし、補助金交付申請額を増額することはできないものとする。

(1) 所要額調書(第2号様式)

(2) エックス線写真撮影対象者名簿(第3号様式)

(3) その他、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項による申請があったときは、その内容を審査し、当該変更届等を承認すべきと認めたときは、補助金交付変更決定通知書(第8号様式)により通知するものとする。

3 前条の規定により交付決定を受けた者が、補助事業を中止し、又は補助事業を廃止しようとするときは、補助事業中止(廃止)申請書(第7号様式)により市長に申請しなければならない。

(実績報告)

第10条 第8条第2項の規定により交付決定の通知を受けた者は、補助事業が完了したときは、実績報告書(第9号様式)に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。この場合において、これらの書類の提出期限は、

当該事業の完了の日から 1 月を経過した日、又は補助金交付の決定の通知を受けた日の属する年度の 3 月 31 日のいずれか早い期日までとする。ただし、市長が認める場合は、この限りでない。

- (1) 所要額調書(第 2 号様式)
- (2) 受診人員内訳書(第 10 号様式)
- (3) 当該事業に係る領収書の写し
- (4) その他、市長が必要と認める書類

(交付額の確定)

第11条 市長は、前条の規定により実績報告書の提出を受けたときは、速やかにその内容を審査し、当該事業の実績が、その交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合していると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付確定通知書(第 11 号様式)により前条の報告をした者に通知するものとする。

(交付請求)

第12条 前条の規定による通知を受けた者が、補助金の請求をしようとするときは、請求書(第 12 号様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により提出された請求書を審査し、適正と認めたときは、補助金を交付する。

(交付決定の取消し)

第13条 市長は、第 9 条第 3 項の規定による申請があったとき、又は規則第 16 条の規定により補助金交付決定を取消しする旨の決定をしたときは、補助金交付決定取消通知書(第 13 号様式)により通知するものとする。

(報告)

第14条 市長は、必要があると認めるときは、第 8 条の決定により補助金の交付を受けた者に対して報告を求めることができる。

(関係書類の保存)

第15条 交付確定通知を受けた者は、補助事業に関わる帳簿その他の書類を、当該事業の完了した年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成26年6月10日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年6月30日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年10月25日から施行する。

付 則

この要綱は、令和元年6月4日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年8月4日から施行する。

別表(第6条関係)

基準額		
直接撮影	(定) × 人数	
間接撮影	レンズカメラ	(定) × 人数
	70ミリミラーカメラ	(定) × 人数

	100 ミリミラーカメラ	(定) × 人数
--	--------------	----------

(注)「(定)」とは、感染症予防事業費等国庫負担(補助)金交付要綱(平成 20 年 12 月 19 日厚生労働省発健第 1219002 号)に定める健康診断の基準単価のことをいう。